

「平成18年度土地に関する基本的施策」

1 土地利用計画の整備・充実等

第三次国土利用計画（平成8年閣議決定）に基づく、必要な措置を講じるとともに、次期全国計画について国土形成計画（全国計画）との一体的策定に向け、今後の国土利用のあり方等の検討を継続する。

既存ストックの有効活用と都市機能の集約促進を目指すため都市計画に関する制度等の整備を行う。

2 都市再生の推進

都市再生本部において決定された都市再生プロジェクト等の実施、都市再生特別措置法に基づく各種支援措置の活用等を推進する。また、地方の自主性・裁量性を高めた「まちづくり交付金」の事業規模の拡大等を行う。さらに、PFI法等に基づき、民間の能力等を活用した社会資本の整備を図る。

3 低・未利用地等の有効利用の促進

（1）低・未利用地の利用促進等

工場跡地、未利用埋立地等の低・未利用地について、都市再生総合整備事業等を推進する。また、都市再生機構による土地有効利用事業等を推進する。

低・未利用地に関する情報や有効活用のためのノウハウ提供等を実施する「土地活用バンク」の機能拡充等を行う。

（2）既成市街地の有効・高度利用の促進等

都市計画法及び中心市街地活性化法について必要な見直しを行い様々な都市機能の集積や街なか居住の推進を図るとともに、「まちづくり交付金」、「中心市街地共同住宅供給事業」等を活用し、中心市街地の活性化を総合的・一体的に推進する。

（3）農地を生かした良好な住環境の整備

農地を生かし良好な居住環境を備えた住宅地等の供給を推進するとともに、生産緑地地区については、市民農園の整備等により、都市住民の交流の場としての活用を推進する。

（4）災害に強いまちづくりの推進

特定防災街区整備地区制度や防災街区整備事業等の活用を推進するほか、宅地造成等規制法の改正や宅地の耐震化の推進等を行う。

4 宅地・住宅対策の推進

職住近接を実現するなど政策的意義の高い事業を重点的に実施すること等により、優良な宅地供給を推進する。

国民の豊かな住生活を実現するため住生活基本法を国会に提出するとともに、マンション履歴システムの普及促進、マンションの建替えの円滑化、住宅の耐震化の促進等を行う。

5 国公有地の利活用等

国有地の有効利用・高度利用を積極的に推進するとともに、未利用国有地等の売却を促進する。

6 不動産取引市場の整備等

指定流通機構（レインズ）が保有する不動産取引価格情報を活用した情報提供システムの構築等を行う。

7 不動産投資市場の整備

不動産市場と資本市場の継続的かつ安定的な資金循環の構築を図るため、不動産投資リスクを踏まえた情報開示・説明手法の構築、不動産投資に関するインデックス整備等を行う。

8 土地に関する情報の整備

土地取引当事者の協力により、取引価格情報等の提供を行うとともに、対象地域の拡大を行う。地籍調査については、「第5次国土調査事業十箇年計画」に基づき推進するとともに、都市再生街区基本調査、山村境界保全事業等を行う。

9 土地税制の改正

平成18年度税制改正の国税・地方税において、登録免許税の特例措置の延長等を行う。

10 地価対策のための体制の整備等

地価公示は30,000地点の標準地について行う。また、不動産鑑定評価制度を充実させる取組を推進する。

11 国土政策との連携

新たな国土形成計画（全国計画・広域地方計画）の策定に向け検討を引き続き行う。

12 環境保全等と土地対策

土壌汚染対策など環境保全の観点から各般の施策を実施するとともに、農地・森林の適正な保全・利用の確保、歴史的な集落・町並み等の保存、良好な景観形成の推進等に努める。